

# 法人市民税 第20号様式記載の手引き

※第20号様式は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、  
確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用して下さい。

## 北見市の税率

法人税割		12.1%	
均 等 割			
資本金等の金額	市内従業員合計数	税率	号
①公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ②人格のない社団等で法人とみなされるもの ③一般社団法人及び一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの	—	60,000円	1
1千万円以下の法人	50人以下のもの		
1千万円以下の法人	50人を超えるもの	144,000円	2
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	156,000円	3
1千万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	180,000円	4
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	192,000円	5
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	480,000円	6
10億円を超える法人	50人以下のもの	492,000円	7
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	2,100,000円	8
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,600,000円	9

## 申告区分コード表

### 記載上の留意点

- ☞ ※印の欄には記載しないでください。
- ☞ 端数の計算について
  - ⑤及び⑥の欄に記載すべき課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨て、⑩及び⑮の各欄に記載すべき金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて下さい。

申告区分	申告	修正
予 定	1 0	1 1
中 間	2 0	2 1
み な す	2 5	
見込納付	4 0	
均 等 割	4 5	
確 定	5 0	5 1
清算予納	6 0	6 1
清算確定	6 5	6 6

## ◆各欄の記載のしかた◆

所在地	本店所在地を記入。しかし、本店が北見市外にある場合は、本店所在地と北見市内の主たる事業所の所在地を併記して下さい。	
代表者氏名印	代表者の氏名を記入して下さい。 <b>押印が必要です。</b>	
法人番号	国税庁より指定、通知されている法人番号を記入して下さい。 <b>(平成28年1月1日以後に開始する事業年度にかかる申告から。)</b>	
この申告の基礎	<b>修正申告</b> のとき、法人税の修正申告書を提出による場合は「1」に、法人税の更正、決定等を受けた場合は「2」に、それぞれ年月日を記入して下さい。	
事業年度・申告区分	申告の該当事業年度と「中間・確定・確定修正」などの申告区分を必ず記入して下さい。	
※金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付して下さい。		
期末現在の資本金等の額 又は出資金の額	法人税申告書別表5(1)の「32の④」の欄の金額を記入して下さい。	
法人税法の規定によって計算した 法人税額①	法人税申告書別表1の「法人税額計」の欄の金額を記入して下さい。	
2以上の市町村に事務所又は事業所を 有する法人における課税標準となる 法人税額又は個別帰属法人税額及び その法人税割額⑥	課税標準額を市町村ごとの従業者数に応じて按分して下さい。 計算式：申告書の(「⑤の金額」÷「②の人数」)×「②2の人数」 カッコ内の計算をした結果、小数点以下が発生した場合、全従業者数のけた数以下を切り捨てして下さい。 《例：総従業員の数が50人→*. **まで》	
算定期間中において事務所 等を有していた月数⑭	事務所等を有していた月数が12ヶ月以下の場合 (1)1ヶ月未満は1ヶ月となります。 (2)1ヶ月以上12ヶ月未満は有していた月数で1ヶ月に満たない端数は切り捨てます。 《例：25日→1ヶ月 6ヶ月と25日→6ヶ月》	
この申告により納付すべき 市町村民税額⑬+⑰ ⑱	<b>中間納付からの還付金の充当</b> を希望する場合、この欄に充当後の金額を記入して下さい。	
分 割 基 準	当該法人の全従業者数⑲	事業所等に勤務し法人から給与の支払を受けている者全員です。 (アルバイト・派遣労働者等を含み、寮等の従業者は除く)
	左のうち当該市町村分の従業者数 ⑳	⑲のうち当該市町村に勤務している従業者数です。
	当該市町村分の均等割の税率適用 区分に用いる従業者数㉑	⑳に当該市町村で勤務している寮等の従業者の数を加えたものです。
還付請求税額	<b>中間納付からの還付金がある場合</b> 、その金額を記入して下さい。 上段に <b>還付金の振込先の欄があるので記入</b> して下さい。	

★北見市では、eLTAX(電子申告)での申告を受け付けております。★